多度津町農業委員会議事録

平成29年5月19日午前9時27分より午前9時59分、多度津町農業委員会の会議を多度津町役場2階第一会議室において開催する。

その状況は次のとおり

議案第1号	農地法第18条第6項の規定による通知および使用貸借解約通知に
	ついて(報告)

議案第2号	農地法第3条の規定による許可申請について
F322/10/19 — 3	ACTUAL DISTRICT CONTRACT CONTR

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集 積計画の決定について

議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項に基づく農用 地利用配分計画案に対する意見の決定について

報告その他

出 席 状 況

出 席 委 員(25名)

長	秋	.1.	N/.	
* *	17/	Щ	義	充
(2番)	斯	波	貞	和
(3番)	長	目	俊	彦
委員	谷	口	正	則
委員	亀	Щ		均
委員	堀	家		徹
委員	大	西	和	芳
委員	村	井		登
委員	Щ	地	正	夫
委員	松	岡	安	男
委員	香	JII		篤
委員	大	谷	泰	則
委員	土	田	敏	雄
委員	三	野	敏	彦
委員	Щ	地	孝	雄
委員	塚	本	繁	造
委員	横	齃	幹	夫
委員	矢	野	和	幸
委員	大	島		弘
委員	中	津	德	久
委員	Щ	﨑	義	行
委員	松	浦	俊	正
委員	籔		昌	子
委員	塩	入	達	彦
委員	篠	原	壽	雄
	委委委委委委委委委委委委委	土三山塚横矢大中山松籔塩土三山塚横矢大中山松籔塩	世里野地本關野島津崎浦 土三山塚横矢大中山松籔塩 土三山塚横矢大中山松籔塩 人 大東山松籔塩	世野地本關野島津﨑浦 土三山塚横矢大中山松籔塩 土三山塚横矢大中山松籔塩 大大中山松籔塩

欠 席 委 員(0名)

農業委員会事務局職員

事務局長谷口賢司農地係長吉田清司農地係橋本知子

審 議 内 容

事務局長

会長

おはようございます。

それでは、ただいまより平成25年5月の多度津町農業委員会定例会 を開催いたします。

それでは、開催に当たりまして、秋山会長よりご挨拶を申し上げます。 おはようございます。

非常に爽やかな好季節になってまいりまして、そういうところに昨日なんか、農地パトロールをしてますと非常に麦の色づきがよく、ちょっと、はやもう刈り取りが進んでいるようでございまして、何か小麦が残っているという、非常に田んぼにも天候に恵まれて順調に生育をされているようでございます。

また、田植えとか、この時期になりますと非常に作業面で忙しくなってまいりますが、委員の皆様方には何かとご多用の中、ご出席いただきましてありがとうございます。

農政関係、別段県のほうも今特別には目立った動きもないようですが、 6月28日に総会が予定されているようでございます。

また、例によりまして閉会後、勉強会を予定しているようでございます。ということで、よろしくご審議いただきまして閉会後ということでよろしくお願いいたします。

それでは、早速ではございますが、開会いたしたいと思います。どう ぞよろしくお願いいたします。

事務局長

ありがとうございます。

それでは、本日の農業委員会定例会の出欠でございます。本日は25名、全ての委員さんのご出席を賜っております。そのため、本会議の成立でございますが、皆さん出席でございますので、多度津町農業委員会規則第6条にございます過半数に達しておりますので、本会が成立していることをご報告いたします。

それでは、議長の選出でございますが、多度津町農業委員会規則第4 条に、会長は議長となり、議事を整理することになっておりますので、 秋山会長にお願いいたします。

議長

まず、署名委員のほうでございますが、例によりまして私のほうから 指名させていただきます。10番の松岡委員さん、11番の香川委員さ ん、よろしくお願いいたします。

議案に入ります前に、昨日の小委員会の報告のほう、代表者の方。

20番委員

おはようございます。

昨日は、秋山会長、それから斯波、長目副会長、それから大島委員、

山崎委員、中津、それから事務局は谷口事務局長さん、吉田係長、8名で3条申請の3件、それから5条申請の2件、現場調査をいたしました。別段、気になるようなところはありませんでしたが、皆さんのご審議をよろしくお願いしたいと思います。

議長

ありがとうございました。

それでは、議案のほうに移らさせていただきます。

議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知および使用貸借 解約通知についてを議題といたします。よろしくお願いいたします。

事務局

議案書の1ページをごらんください。

【議案第1号1番から3番について 議案書を基に朗読】

補足といたしまして、番号1番は戦前からの小作地の合意解約で、次の議案第2号1番にありますように、小作人の子が農地を取得し、耕作予定です。

また、番号3番につきましては、議案第3号2番にありますように、 工事用通路として転用するため解約いたします。

以上です。

議長

1番のほうでございますが、戦前の小作地ということで、委員さんの 参考にということで、慣例によりまして地元委員さんより一言いただい ております。よかったら。

1 1 番委員

この件につきましては、地主さんのほうから、もううちの●●●●のほうにいろいろ地主さん農地持ってるんですけども、順次一応買い取ってくれんかと。ほんで、まあ、上地の方は、うちも別に要らんけん戻すかとは言いよったんですけども、地主さんのほうから、できたらうちもあとする人がおらんし、持っとっても仕方ないので、一応もう上地の方に買い取っていただきたいということで、一応話し合いして円満に解決したそうです。

議長

ありがとうございます。ということでございます。

報告案件でございますから、皆さん特に聞きたいというようなことご ざいませんか。よろしいですか。

(なし の声あり)

特段ないようでございますので、報告案件ということでご理解いただきたいと思います。

続きまして、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局

議案書の2ページをごらんください。

【議案第2号1番から3番について 議案書を基に朗読】

補足として、番号1番は先ほどの議案第1号にありました小作地を解 約し、小作人の子が取得します。

2番につきましては、譲渡人が夫から相続した土地を夫の姉である譲 受人が取得いたします。

以上3件の周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと考えます。また、取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離も近く問題がないこと、農業委員会が定める下限面積の3,000平方メートルも、取得する農地を含めて超えていることから、農地法第3条第2項各号の不許可には該当せず、許可要件を全て満たしていると考えます。

以上です。

議長

事務局より説明がございましたが、皆さんのほうから何かご意見、ご 質問等ございましたらご発言いただきたいと思います。

特段ございませんか。

(なし の声あり)

ないようでございましたら、議案第2号を承認することにご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

異議なしということで、議案第2号を承認といたします。

続きまして、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

農業委員会等に関する法律の第31条の議事参与の制限の関係で該当 いたします●●●●退席をお願いします。

(●●●●退席)

事務局

議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について。

【議案第3号1番について 議案書を基に朗読】

農地の区分と目的につきましては、都市計画法の用途地域内であることから、第3種農地であると判断しております。転用理由として、工場用地となっておりまして、まず農地の区分と目的につきましては適当で

番号1番の農地法に基づく転用許可の検討事項について説明します。

あると判断しております。

その他の基準についてですが、平成29年7月5日、工事完了が平成30年7月8日の予定となっていますので、転用の確実性は認められます。資金計画ですが、土地代、造成費等で合計1億6,000万円となっており、資金証明書を添付しています。転用面積については、1,000平米以上のため、開発許可の協議に該当します。

今回の転用は集団農地を分断するものではないと考えられ、また被害 防除計画も適切であると考えられるため、周辺の農地に支障がないこと などから許可要件を全て満たしていると考えております。

以上です。

議長

皆さんのほうから何かご意見、ご質問等ございましたら。 いかがでしょうか、特段ございませんか。

(なし の声あり)

ないようでしたら、 $\bullet \bullet \bullet \bullet \bullet$ 退席ということで、1 番だけ、議案第 3 号 1 番を承認することにご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

異議なしということで、議案第3号第1番を承認といたします。

(●●●●着席)

事務局

つづきまして、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について。番号2番になります。

【議案第3号2番について 議案書を基に朗読】

番号2番の農地法に基づく転用許可の検討事項について説明します。 申請地の基準としては、農業振興地域内の農地となります。ただし、 除外した場合は2種と判断となります。目的については、県道工事に工 事用通路を確保し、農地2筆を一時転用となっています。県より県の工 事に係る一時転用案件につきましては、農振除外申請は不要となっています。

まず、農地の区分と目的につきましては、適当であると判断しております。

その他の基準についてですが、工事着工は平成29年7月1日、工事完了が平成30年1月31日となっていますので、転用の確実性は認められます。資金計画ですが、造成費等で合計50万円となっており、資金証明書を添付しております。転用面積については、1,000平米以下のため、開発許可の協議には該当しません。

今回の転用は、集団農地を分断するものではないと考えられ、また被害防除計画も適切であると考えられるため、周辺の農地に支障はないことなどから許可要件を全て満たしていると考えております。

続きまして、番号3番につきまして説明します。

番号3番につきましては、申請書類もそろい、審議案件として審議する予定でしたが、事務手続上で県との調整確認が必要となりましたので、 来月以降に持ち越し案件とさせていただけたらと思います。よろしくお願いします。 以上です。

議長 議案第3号2番のほう、いかがでしょうか。

5番委員 すいません。議長 はい、どうぞ。

5番委員 県道工事のために工事用道路の一時転用ということなんですが、終わ

った後ということは考えなくていいんですか。

議長ポイントはそこ、一時転用、除外ではないということ。一時転用は。

結局、亀山さん、一時転用とは何かということや。

19番委員 仮や。

議長事務局。

事務局 県道の工事、クレーン車が置いてるところについては。

5番委員 済いません、疑問点は一時転用で終わった後はもとへ戻すんですか。

事務局長もちろん、もとに戻して原状復帰、それは基本です。5番委員それと、5条申請で所有権が移転してるんですけども。

議長賃借。

5番委員 ああ賃借。

議長 賃借権設定。2番で、亀山さん2番。

5番委員 はい。譲渡人。譲り受け人というところで、個人と法人という形で契

約が賃借、同じようにこういうのも譲渡、譲り受けということになるん

ですか。

事務局 そうですね。

事務局長表現の方法が。

事務局そうですね。貸し人、借り人のほうがよかったかもしれませんね。

議長 3条の分を言いよん、どこ。

 事務局長
 ここの表現が。

 議長
 ああ、譲渡人。

事務局長 譲り渡しとるわけではありません。貸し人、借り人。

議長 ああ、これ表現変えたんかな。

事務局 申請上は、貸し人、借り人になっていますので、議案の表現は譲り渡

し人、受け人ではなかったです。済いません。

議長 一応、これでもええわけや。問題は、契約の内容というとこや、亀山

さん。

5番委員 はい。所有権が移ったんやったら5条で、また一時転用の法人がこう

いう形で工事用道路にするということであったら、終わった後法人が、 何かどういう形で届けとか、何か形が出てくるんじゃないかなあと思っ

たもんですから。

議長 そらそうですね。ずっとの場合も賃借権というんもあるんや。一時転

用でのうても。だけど、ここの場合は一時転用やから、自然と1年でも

とに復旧するというんが原則。大体一般的にはの。

5番委員 賃借権は解消されて、貸人の所有。

議長もとの形に戻る。

4番委員 もとの田んぼに戻るという。

議長結局農地やけんな。

事務局長 県の工事なんできっちりするんやと思います。

議長農地の場合は、やっぱり税金が低いだけあって、それぞれ条件があっ

て規制されとるんいうことやろうな。

5番委員 ありがとうございました。

議長ほかに、どうぞ。

15番委員 県の委託工事ですか、道の工事。

事務局 県の工事です。

15番委員 ほんなら、これ建てる必要ないんじゃないんですか。

事務局 県道工事本体自体には転用申請ないんですけども。

15番委員 いや、それに伴うもんは出さんでいいんじゃないんですか。公共の何々

というやつ。

事務局 それには、通常ないんですけども、借人のほうがクレーン車を置いた

りとかしたら通れないので、自分らでここを、横の道を欲しいと。その

ためには、一時転用という申請が必要と。

15番委員 県の県道をやるために使うんじゃないということですね。

17番委員 要するに待避所ですよ。

議長そうやな、そういう感覚や。

15番委員 ほんなら、県道使うんやったらこれ要らない。

17番委員 県道とは違う。

19番委員 出さんでもええんじゃけど、業者としては、それ出しとるほうが安全

的に皆に言われんために、便宜上ええようにするためにしとるはずや。

17番委員 だから期間が7カ月でしょう。私も出さんでええのかなと思ったんだ

けど、向こうは安全性とか考慮してからに、もしものことがあってこう

いうふうにしたということです。

議長 横關委員さんとこの近くやな。

15番委員 出さんでいいところなんじゃけど。

19番委員 普通は出せへんのやけどな。借人もいちゃもんつけられて、工事がう

まいこといかないかんけに、丁寧にしてきとるだけのことやと思います

わ。

17番委員

ただ、これ側道のほうが、南側きが町道なんですよ。ほんで、北側きが本当を言えば作業用の工事用の道路であって、我々一般の人は通れないんだけど、やっぱり今から川ざらえとか田植えとかトラクターが通るもんで、その場合クレーン車とか作業車のレッカーとか資材の運搬車があったら、どうしてもよけるとこがないもんで、あえて待避所を設けたっていう次第なんですよ。だから必要、我々農家としての地元の要望もあったわけなんですよ。

議長

ああ、そうな。そら横關さん言うとこあるわ。それがあるんやな。

19番委員

これ床版工事やけに、大きいクレーン持ってこななんだら届かんけんな。それだけに、余分に借りとんじゃろう。工事上な。

17番委員

ちょうど今から生コンを打つんですよ。もう何百立米になりますから、 かなり交通量が激しいんですよ。だから、そういうことも考慮して、通 学路の横になりますから、やっぱりそこらが借人に安全に施工してほし いということでお願いしたんです。

19番委員

安全と、もう部落でいちゃもんつけられて工事がおくれたらな。国の 会計検査のあれの担当になっとるけん。ほなけど、借人、優先的、良心 的な業者であるけにの。

議長

山地さんが言われとったんは、直接でない。直接の場合は、山地さん 言われるみたいなんがちゃんとありますわな。横關さん、詳しく近所や けん、事情知っとんで言うてくれて。なるほど、ということで、山地さ んよろしいですか。

15番委員

いいですよ。いや、普通の場合と違うからなと、ちょっとと思うたから言うただけでね。

19番委員

普通の業者やったら出さへんわ。

議長

ほかにございませんか。

(なし の声あり)

ないようでございましたら、議案第3号を承認することにご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

異議なしということで、議案第3号を承認といたします。

続きまして、議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の 規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

農業委員会等に関する法律の第31条の議事参与の制限の関係で該当 いたします●●●●一時退席をお願いします。

(●●●●退席)

事務局 議案書の4ページから20ページ、両面印刷をごらんください。

多度津町長より、農用地利用集積計画の決定を求められています。全 部で84件、15万7、139平方メートルの申請があり、更新につい ては44件、10万4,085平方メートルになります。内訳として、 使用貸借権は39件、9万7、847平方メートル、賃借権が5件、6、 238平方メートルになります。新規の利用権設定については40件、 5万3,054平方メートルになります。内訳としては、使用貸借権が 32件、3万8,055平方メートル、賃借権は8件、1万4,999 平方メートルになります。

以上、84件の計画要請の内容は、経営基盤強化促進法第18条第3 項の各要件を満たしておりますので、特段問題はないかと考えます。

補足といたしまして、議案書18ページ70番から20ページの84 番については、次の議案第5号の農用地利用配分計画に関連しておりま す。

以上です。

議長 議案第4号、事務局の説明がございましたがご意見よろしいでしょう か。

(なし の声あり)

特段ご意見ないようでございましたら、議案第4号を承認することに ご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

異議なしということで、議案第4号を承認といたします。

(●●●●着席)

続きまして、議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第1 9条第2項に基づく農用地利用配分計画案に対する意見の決定について を議題といたします。

事務局 議案書の21ページ、22ページをごらんください。

> 農業委員会において意見聴取することになっています。先ほどの議案 第4号で、香川県農地機構が借り受けをした農地31筆、2万7、48 2平方メートルのうち、2筆、2,093平方メートルを●●●●に、 19筆、1万7,855平方メートルを●●●●に、8筆、6,409 平方メートル●●●●に、2筆、1,125平方メートルを●●●●に 貸し付けいたします。

以上です。

皆さんのほうからご意見ございましたら。中間管理事業ということで、 ご意見よろしいでしょうか。

(なし の声あり)

議長

特段ご意見ないということで、議案第5号を承認することにご異議ご ざいませんか。、

(異議なし の声あり)

異議なしということで、議案第5号を承認といたします。

続きまして、報告、その他を事務局よろしくお願いいたします。

事務局長
それでは、
事務局長

それでは、事務局よりご報告いたします案件が2件ございます。 1点目は相続届について、2点目は農業者年金加入推進活動に伴う情

報提供についてでございます。

事務局

【その他2点について事務局より説明】

議長

ということで、議案は以上でございますが、全体を通しまして皆さん のほうから何かございましたら。

特段ございませんか。

(なし の声あり)

ないようでございましたら、これで閉会して、次また勉強会ということにします。それでは、どうも長時間ありがとうございました。またよろしくお願いいたします。